

1 小・中学校学習指導要領改訂の背景① 深刻ないじめの本質的な問題解決に向けて

大津のいじめ自殺(平成23年10月)、川崎の事件(平成27年2月)など、痛ましい問題が多発。

いじめなどの問題行動

- ・小中高校におけるいじめの認知件数は、**18万件超(1,000人あたり13.4件)**。
- ・暴力行為の発生件数は**54,242件(1,000人あたり4.0件)**。

※平成27年度は、平成27年度いじめの認知件数(約18.4万件)のうち、暴力行為の発生件数は54,242件(1,000人あたり4.0件)であった。この数値は、平成27年度いじめの認知件数(約18.4万件)のうち、暴力行為の発生件数は54,242件(1,000人あたり4.0件)であった。

2 小・中学校学習指導要領改訂の背景② 情報通信技術の発展と子供の生活

10代の携帯電話利用時間(分・平均)

コミュニケーションや人間関係に関する変化は、個々の家庭における「しつけ」だけの問題ではなくなっている

文部科学省「ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか？」(小中学生版)(2016年版)
http://www.mext.go.jp/a_menu/paris/kuse/taisaku/taisaku2016/1367538.htm

「平成26年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(平成27年5月総務省情報通信政策研究所)

わずか数年間で、利用形態が大きく変わる

3 小・中学校学習指導要領改訂の背景③ 子供をとりまく地域や家庭の変化

守られていないルールやマナーについて(%)

歩きスマホ等のいじめから「ながらスマホ」をしない	66.3
目上の人を敬む	47.9
インターネット、SNS等で悪意のある書き込みをしない	30.2
能動的発言、丁寧な挨拶	45.8
道で会ったときにあいさつをする	44.5
能動的発言、丁寧な挨拶	34.6
道で会ったときにあいさつをする	40.8
電車内で携帯電話や車の不自由な人に席を譲る	31.3
電車内で携帯電話や車の不自由な人に席を譲る	39.3
交際ルールを守る	57
交際ルールを守る	30.9
公共の場でスマホや携帯電話をマナーを守る	51.4
公共の場でスマホや携帯電話をマナーを守る	30.5

「家庭の教育力」が低下した理由(%)

親自身が正しいルールやマナーが身につけていない	61.5%
親自身の責任感や心構えができていない	47.5%
家族が一緒に過ごす時間が少なくなる	34.6%
仕事や片親の生活が忙しくなる	32.4%
親が、子供にルールやマナーを身に付けさせるのに学校の役割が大きい	23.0%
地域社会との交流が減り、異世代で子供の成長を見守る機会が減った	22.1%
親の世代と子供の世代へのしつけの役割が異なる	21.1%
親が、子供の自由に行わすぎている	18.1%
しつけや子育ての悩みなどについて親が気軽に相談できる相手がいなくなる	14.0%
インターネット等のネット社会に関する情報が多すぎる	3.9%
その他	3.4%

「平成26年度小・中学校学習指導要領改訂の背景」(平成27年5月総務省情報通信政策研究所)

4 道徳教育の課題と特別教科化がめざすもの

(「道徳教育の在り方に関する懇談会」報告書(H25.12.26)における指摘より)

量的課題

- 歴史的経緯に影響され、いまだに**道徳教育そのものを忌避しがちな風潮**がある。
- **他教科等に比べて軽んじられ**、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないかと。

質的課題

- 教員をはじめとする**教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。**
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの**型にはまったものになりがち**である。
- 学年が上がるにつれて、**道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない**状況にある。

年間35時間単位時間が確実に確保されるという**量的確保**

子供たちが道徳的価値を理解し、これまで以上に深く考えてその自覚を深めるという**質的転換**

5 「特別の教科化」による質的転換に向けて

■量的確保に向けて
検定教科書の導入により、全国の小・中学校において道徳科の指導が確実に実施。

■質的転換に向けて
道徳的価値に迫る読み物の活用や、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習など、**質の高い多様な指導方法を取り入れた授業**を各学校において展開する。

道徳的価値の葛藤や衝突を活用した学習の展開例

- 「自分ならどうするか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。
- 他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

7 道徳の「特別の教科」化について①

○教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。

○学年や学校が上がるにつれ、指導に対する子供たちの受け止めがよくなる。

「道徳の時間を楽しいかあるいはためになると感じている児童生徒はどの程度いると思うか？」という問いに「ほぼ全員」と回答した学校
小・低学年 41.7% → 中学校3年 8.8%
「3分の2くらい」と回答した学校
小・低学年 47.7% → 中学校3年 38.5%

道徳を「特別の教科」とし、道徳科に検定教科書を導入

- 特別の教科
 - 学級担任が担当 ※通常の「教科」であれば、専門免許の教員が担当
 - 検定教科書を使用
 - 数値による評価はなじまない。 ※通常の「教科」であれば、数値による評価。

これにより、**道徳教育の理念を教員が共有し、検定教科書を活用した道徳科(週1時間)を確実に実施。**

6 道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として**新たに位置付ける**(平成27年3月27日)

【特別の教科】
道徳は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- 道徳科に**検定教科書**を導入
- 内容について、**いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なもの**に改善
「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習**などを取り入れ、**指導方法を工夫**
- 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子**を把握
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

8 道徳の「特別の教科」化について②

学習指導要領を改正し、教科化により、

- 指導内容について
 - ・いじめの問題に対応し、
 - ・発達段階を踏まえたより体系的なものに改善するとともに、
 - 問題解決的な学習や体験的な学習
 - 地域の人材や専門家との連携を重視する旨を明記。

これらにより、特定の価値観に基づいた結論へと導くような道徳の授業ではなく、**充実した質の高い教科書を活用して、「正義」とは何か、「権利」と「義務」とは何だろう、「科学技術の発達と生命倫理」など、答えが一つではない課題を子供たちに投げかけ、子供たち自身が考え、議論する道徳へと転換を図ることを目指す。**

○単に「読み物」を読ませたり、テレビを見たりするだけの授業があるなど指導に教師や学校間の格差はないか。

○読み物の登場人物の心情理解にのみ偏り、こんな価値観を読み取るべきだと一方的、形式的な指導が中心になっていないか。